

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、READYFOR 株式会社と称し、英文では READYFOR INC. と表記する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用した情報提供サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、情報、知識、意匠、Web、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、研究、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
- (2) 広告代理業務
- (3) イベントの企画、運営
- (4) 書籍、雑誌等の編集、出版及び販売
- (5) 教育及び教材の開発、販売
- (6) 各種コンサルティング
- (7) 知的財産権の取得、管理、賃貸、販売
- (8) 上記各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第 6 条 当社は普通株式及び優先株式を発行し、優先株式は A 種優先株式からなるものとする。

2. 当社の発行可能株式総数は、150 万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は 149 万 2,569 株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は 7,431 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡しの請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 10 条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 11 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 12 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 13 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎年 6 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第 3 章 優 先 株 式

(残余財産の分配)

第 16 条 当社は、残余財産の分配をするときは、A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき金 105,000 円（以下「基準価額」という。）に 1.0 を乗じた金額（以下「A 種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。

2. 前号の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、当社は、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者並びに普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、前号の分配額に加え、当該分配日において当該 A 種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。

3. 基準価額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A 種優先株式の分割又は併合が行われたときは、基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \text{当該調整前の基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) A 種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行 A 種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A 種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行 A 種優先株式数」は「処分する自己株式（A 種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{既発行 A 種優先株式数} \times \text{当該調整前基準価額} + \text{新発行 A 種優先株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{既発行 A 種優先株式数} + \text{新発行 A 種優先株式数}}$$

(3) 上記 (1) 及び (2) における調整額の算定上発生した 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(普通株式と引換えにする A 種優先株式の取得請求権)

第 17 条 A 種優先株主は、A 種優先株主となった日の翌日以降、当社に対して、A 種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができるものとし、当社は、A 種優先株主が普通株式の取得の請求をした場合には、下記に定める条件で当社の普通株式を当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

2. 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (1) A 種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式は、A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式の払込金額の総額を第 17 条第 3 項に定める取得価額（以下「取得価額」という。）で除して得られる数とする。ただし、A 種優先株式の払込金額（当初、1 株につき 105,000 円）は、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には当会社の取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づき適切に調整される。
 - (2) 取得と引換えに交付する普通株式の数が 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨て、金銭による調整を行う。
3. 当初取得価額
- (1) 取得価額は、当初、1 株につき金 105,000 円とする。
4. 取得価額の調整
- (1) A 種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
 - ① 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力の生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）以降これを適用する。

- ② 当会社の普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、株式無償割当て、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）

く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日)の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(既発行株式数} \\ \text{－ 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{×1株当たりの払込金額}}}{\begin{array}{c} \text{(既発行株式数－自己株式数)} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、自己株式処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

取得価額調整式における「既発行普通株式の数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない優先株式はすべてその取得請求権又は取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権はすべて行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式の数に算入されるものとする。

ただし、本③による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有するA種優先株主(複数のA種優先株主が保有するA種優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。)がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- ④ 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。)、かかる株式、新株予約権もしくはその他証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日)の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、本④による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第8条に定める「関連会社」を意味する。)の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本④による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有するA種優先株主(複数のA種優先株

主が保有するA種優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。)がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- ⑤ 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本⑤による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有するA種優先株主（複数のA種優先株主が保有するA種優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- (2) 上記(1)に掲げた事由によるほか、次の①ないし④に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 前①のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 上記(1)の④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
 - ④ 上記(1)の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (3) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (4) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (5) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(金銭と引換えにする取得請求権)

第 18 条 A 種優先株主（以下「優先株主」という。）は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として 30 日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有する A 種優先株式（以下、「優先株式」という。）の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。

2. 本条による優先株式の取得と引換えに交付される 1 株あたりの金銭（以下「取得金額」という。）は、下記に定める金額とする。なお、優先分配額の調整にかかる第 16 条第 3 項の規定は、取得金額に準用するものとする。

(1) A 種優先株式

取得請求期間の初日に当社が解散したとみなして第 16 条を適用した場合に、A 種優先株式 1 株につき分配される額に相当する金額

3. 本条による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

(普通株式を対価とする取得条項)

第 19 条 当社は、優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当社の普通株式を交付することができる。当社は、その対価として、かかる優先株式の払込金額を、第 17 条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

2. 前項に定める普通株式の数の算出にあたって、優先株主に交付される普通株式の総数に 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条第 1 項の規定に従ってこれを取り扱う。

(議決権)

第 20 条 優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第 21 条 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。

2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
3. 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式の新株予約権の割当てを受け、優先株主には優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行う。

第4章 株 主 総 会

(招 集)

第 22 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 23 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、取締役 CEO が招集し、議長となる。ただし、取締役 CEO に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 24 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 25 条 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第5章 種類株主総会

(種類株主総会)

第 26 条 当会社は、すべての種類株式について会社法第 322 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

2. すべての種類株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
3. すべての種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議を要しない。

(株主総会に関する規定の準用)

第 27 条 前章の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。

2. 第 15 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第6章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第 29 条 当社の取締役は 3 名以上とし、監査役は 1 名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第 30 条 当社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第 31 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第 32 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO 1 名を選定し、必要に応じて、COO、CFO、CTO 各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 33 条 取締役会の決議をもって、CEO 並びに前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

(取締役会の招集及び議長)

第 34 条 取締役会は取締役 CEO が招集し、議長となる。ただし、取締役 CEO に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 35 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 36 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 37 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 38 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約)

第 39 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 8 章 附 則

(法令の準拠)

第 43 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上

以上、原本と相違ないことを証明します。

令和1年5月31日

READYFOR 株式会社

代表取締役 CEO 山田はるか 印

貸 借 対 照 表

2019年 6月30日 現在

READYFOR株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,244,145,812	【流動負債】	550,261,981
現金及び預金		未払費用	
売掛金		未払消費税等	
前払費用		前受金	
未収入金		預り金	
未収法人税等		支援者預り金	
【固定資産】	132,514,559	【固定負債】	248,527,000
【有形固定資産】	3,464,893	長期借入金	
建物附属設備		負債の部合計	798,788,981
一括償却資産		純 資 産 の 部	
減価償却累計額		【株主資本】	577,871,390
【投資その他の資産】	129,049,666	資本金	100,000,000
敷金		資本剰余金	534,985,620
長期貸付金		資本準備金	312,492,810
		その他資本剰余金	222,492,810
		利益剰余金	-57,114,230
		その他利益剰余金	-57,114,230
		繰越利益剰余金	-57,114,230
		(うち当期純利益金額)	-94,978,284
		純資産の部合計	577,871,390
資産の部合計	1,376,660,371	負債及び純資産合計	1,376,660,371

損 益 計 算 書

自 2018年 7月 1日
至 2019年 6月30日

READYFOR株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額
【売上高】	
売 上 高	
そ の 他 売 上	6,989,915
受 託 関 連 売 上	
売 上 高 合 計	
【売上原価】	
手 数 料 原 価	
合 計	
売 上 原 価	
売 上 総 利 益 金 額	
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	
営 業 利 益 金 額	
【営業外収益】	
受 取 利 息	
営 業 外 収 益 合 計	3,805
【営業外費用】	
支 払 利 息	
雑 損 失	7,122
営 業 外 費 用 合 計	1,238,227
経 常 利 益 金 額	
税引前当期純利益金額	
法 人 税 等	
当 期 純 利 益 金 額	-94,978,284

※売上高に代えて流通取引総額を開示との申し出を受け、下記を追記。(2020年12月8日)

GMV(流通取引総額) 2,302,947,827円

販売費及び一般管理費内訳書

自 2018年 7月 1日
至 2019年 6月30日

READYFOR株式会社

(単位： 円)

科 目				金 額	
役 員 報 酬					
役 員 賞 与					
給 料 手 当					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
福 利 厚 生 費					
採 用 教 育 費					
広 告 宣 伝 費					
接 待 交 際 費				1,310,735	
会 議 費				1,033,735	
旅 費 交 通 費					
通 信 費				1,339,564	
販 売 促 進 費					
消 耗 品 費				4,488,766	
水 道 光 熱 費				2,494,479	
新 聞 図 書 費				223,851	
諸 会 費				1,168,403	
支 払 手 数 料					
地 代 家 賃					
租 税 公 課				3,011,492	
支 払 報 酬 料					
減 価 償 却 費				1,134,339	
長 期 前 払 費 用 償 却				441,348	
管 理 費				789,275	
販売費及び一般管理費合計					